

連結納税の承認の申請書(初葉)

※整理番号

※連結グループ整理番号

親

3 連結
通 提 法
出 人 用
(添付書類含む)

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿	連結 予 定 法 人 (申 請 法 人)	連結 親 法 人 と なる 法 人	納 税 地	〒
			(フリガナ)	電話 () -
			法 人 名 等	
			法 人 番 号	
			(フリガナ)	
			代 表 者 氏 名	
			事 業 種 目	業
			資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円
主 要 株 主 等 の 状 況	付表1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況) のとおり			
連結子法人となる法人	申請書(次葉)のとおり(子法人数 法人)			

所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の 自 令 和 年 月 日 事業 至 令 和 年 月 日 年度を最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、令和2年旧法人税法第4条の3第1項の規定により申請します。

1 連結親法人となる法人が、令和2年旧法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 令和 年 月 日

2 上記1の処分の日等における法人名等及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
法人名等 _____ 納税地 _____

3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票	<input type="checkbox"/> 契 約 書
	<input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票	<input type="checkbox"/> 納 品 書
	<input type="checkbox"/> 売 上 帳	<input type="checkbox"/> 棚 卸 表	<input type="checkbox"/> 振 替 伝 票	<input type="checkbox"/> 請 求 書
	<input type="checkbox"/> 仕 入 帳	<input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表	<input type="checkbox"/> 見 積 書	<input type="checkbox"/> 領 収 書
	<input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> ()
帳票形態		記帳時期		

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項
令和2年旧法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。
連結親法人となる法人の設立の日 令和 年 月 日

5 添付書類

1 出資関係図
2 グループ一覧

税 理 士 署 名 _____

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認
-------------	-----	-------	---------	-----	-----	-----	-----------	-------	-----

「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)

この申請書(初葉及び次葉)は、所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)(以下「令和2年改正法」といいます。)による改正前の法人税法(以下「令和2年旧法人税法」といいます。)第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請を行う場合に使用してください。

なお、承認を受けようとする事業年度(自)が令和4年4月1日以降の場合には、この申請書ではなく「グループ通算制度の承認の申請書」を使用して申請してください。

また、連結納税の承認を受けた場合、令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日において令和2年改正法附則第29条第1項の規定により、同日以後の事業年度はグループ通算制度が適用されます。

1 提出期限等(設立事業年度の承認申請特例(令和2年旧法人税法第4条の3第6項))

連結親法人となる法人の設立事業年度開始の日から1月を経過する日と当該設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日までに当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。

なお、当該連結親法人となる法人は申請書等(初葉)を、連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係がある全ての連結子法人となる法人は申請書(次葉)を使用して、これらの法人の全ての連名で提出してください。

(注) 設立事業年度開始時から申請時までの間に、連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった法人(連結子法人となる法人)があるときには、その連結子法人については、申請書(次葉)には記載せず、申請書を提出した日以後遅滞なく「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類等を記載した書類」を提出する必要があります。

2 添付書類

申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。

- (1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
 - (2) グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)
- (注)申請書(次葉)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初葉)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次葉)に記載してください。
- (2) 申請書(初葉)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初葉)に添付し、申請書(次葉)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次葉)に添付してください。
- (3) 申請書(初葉)の「1」欄及び申請書(次葉)の「6」欄について、該当する事由が複数ある場合には、適宜の様式に「該当する事由」と「日付」を記載の上、別紙として添付してください。
- (4) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。
また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。
- (5) 「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄は連結親法人となる法人の設立の日を記載してください。
- (6) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。
- (7) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。

- (1) 連結予定法人(連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人)がその申請を行っていないこと。
- (2) 申請法人に連結予定法人以外の法人が含まれていること。
- (3) 連結所得金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。
- (4) 連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が令和2年旧法人税法第4条の4第1項若しくは法人税法第126条第1項又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条第1項、第2項若しくは第3項前段、第5条各項若しくは第7条のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従って行われることが見込まれないこと。
- (5) 令和2年旧法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。
- (6) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。